

ぱっとマイニングJ P・同時利用ライセンス（Web認証） 利用約定義

第1条（約定義の適用）

日本パテントデータサービス株式会社（以下「当社」という）は、このぱっとマイニングJ P・同時利用ライセンス（Web認証）利用約定義（以下「本約定義」）に基づき特許等の文書解析・査読支援・マップ作成ソフトウェア「ぱっとマイニングJ P・同時利用ライセンス（Web認証）」（以下「本ソフトウェア」という）を提供します。

第2条（約定義の変更）

当社は、会員の承諾を得ることなく、本約定義の内容、本ソフトウェアの仕様を変更することがあります。当社が別途定める方法で、随時会員に通知します。この場合、本ソフトウェア利用料金その他の販売条件などは、変更後の本約定義によるものとします。

第3条（本ソフトウェア）

本ソフトウェアは、インターネットにより同時利用ライセンス数を認証し、別表に定める形式による特許等のテキストデータを基に解析、マップ作成、価値評価などを行うテキストマイニングソフトウェア「ぱっとマイニングJ P・同時利用ライセンス（Web認証）」を指します。

第4条（本ソフトウェアの提供）

当社は本ソフトウェアの利用を会員に許諾し、本ソフトウェアに対応した操作説明書の提供を行うものとします。

第5条（会員登録）

1. 本ソフトウェアの利用希望者は、当社が定める手続きに従って申し込みを行うものとします。
2. 会員登録手続きは、会員資格審査のうえ前項の申し込みに対する当社の承諾をもって完了するものとします。
3. 登録後に、利用する内容を変更する場合には、当社が別途定める手続きに従うものとします。

第6条（会員の氏名等の変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所、所在地、電話番号及びメール、管理者、担当者について変更があったときは、すみやかに当社所定のフォーマットにて当社に通知するものとします。
2. 変更の届出がなかったことで、会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第7条（ライセンス）

1. 本ソフトウェアに関する著作権は当社及び開発元に帰属するものとします。なお、本ソフトウェアは同一法人内においてインストール台数の制限は無く、会員は利用期間のみ、注文書に記載の同時接続数分の利用権を得るものとします。
2. 会員は本ソフトウェア及びその操作説明書を第三者に利用させてはならないものとします。

第8条（利用範囲）

1. 本ソフトウェアは同一法人内で、自ら使用する目的の範囲内でのみ利用することができるものとします。
2. 前項における本ソフトウェア利用での解析結果データに関する会員の使用範囲は、会員設備等のディスプレイ上の表示、プリンタによる印字、テキストダウンロードに限られるものとします。
3. 本ソフトウェアを第三者に利用させたり、出力を第三者に販売または、定期的に利用させたりすることはできないものとします。
4. 関連会社及び子会社の本ソフトウェア利用は第三者としての取り扱いとなります。関連会社及び子会社の利用に際しては、別途事前に当社と協議するものとします。
5. 本ソフトウェアに対して、修正、改造、リバースエンジニアリング等を行うことはできないものとします。

第9条（料金）

本ソフトウェアの利用料金は、別表に定める金額を当社に毎月支払う金額とします。

第10条（料金の支払方法）

本ソフトウェアの利用料金は当社指定の金融機関へ請求書発行日より60日以内に振り込むものとします。なお、振り込み手数料は会員にて負担するものとします。

第11条（利用期間）

1. 本ソフトウェアの利用期間は利用開始月から最低1年間とし、その後の利用期間は毎年12月末日とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当社または会員からの書面による別段の意思表示がない限り、引き続き1年間自動的に継続するものとし以降もまた同様とします。なお会員は、利用期間満了時点で本ソフトウェアについてのハードディスク上の登録を抹消するものとします。
2. 利用期間の途中でライセンスの追加、オプションの追加等を行う場合、利用しているライセンスを含め全ての利用期間は追加するライセンス・オプションの期間に置き換わり、統一されるものとします。

第12条（サポート）

1. 当社はライセンスを許諾した本ソフトウェアに対してサポートを行います。
2. 当社は本ソフトウェアに障害が発生した場合、速やかに対応するものとします。
3. 本ソフトウェアのバージョンアップが必要な場合は当社が定める方法にて案内します。
4. 本ソフトウェアのサポート履行は当社の指定する業者（以下「指定業者」という）に委託ができるものとします。また、当社は会員の承諾を得ることなく指定業者に再委託できるものとします。
5. 本ソフトウェアの利用上に関する問い合わせは月曜日～金曜日までの午前9：00～午後5：30とします。土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月4日）は除きます。

第13条 (機密保持)

1. 当社は、会員から開示・提供を受けた会員が保有する秘密性を有する情報（文書、テープ・フロッピーディスク等の電子的記憶媒体、あるいは、口頭又は視覚により開示されるものを含む。以下、「秘密情報」という。）を秘密として保持し、事前に当該情報及び資料を開示した会員の文書による承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩し、又は、サポートの目的以外に使用してはならないとします。ただし、当社が次の各号の一に該当することを立証したのものについてはこの限りではないものとします。
 - (1) 公知・公用の情報
 - (2) 開示・提供を受けた後、当社の責によらずに公知・公用となった情報
 - (3) 開示・提供を受けた際、既に当社が所有していたことを立証し得る情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに当社が入手した情報
 - (5) 開示・提供を受けた後、開示・提供された情報及び資料と関係なく当社が独自に創出した事を立証し得る情報
 - (6) 管轄官公庁の要求又は法令に基づき開示される情報
2. 当社は、会員から開示・提供を受けた秘密情報をサポートに直接携わる必要のある役員及び従業員以外の者に開示・提供してはならないこととします。
3. 本条第1項及び第2項に関わらず、当社はサポートに必要な場合に限り秘密情報を指定業者に開示・提供できるものとします。
4. 当社は、サポートに必要な場合に限り、会員から開示・提供を受けた秘密情報を複製、及び複製できるものとします。ただし、当該複製物、及び複製物の管理、保持については、秘密情報と同様のものとして取り扱うものとします。
5. 当社は、会員から開示・提供を受けた秘密情報について、サポート目的が終了したとき、本約定が終了したとき、又は当該秘密情報を開示・提供した会員から要求があったときは、直ちにその複製物も含めて当該秘密情報を開示・提供した会員に返却し、又は当該秘密情報を破棄した上でその旨を証明する文書を開示・提供した会員に交付するものとします。

第14条 (サポート条項に不同意の場合)

当社は、会員が第12条ならびに第13条の全部または一部を同意できない場合、会員に対するサポートが十分に提供できない場合があります。

第15条 (個人情報保護)

1. 当社および会員は、相手方から提供された情報および資料のうち、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に規定する個人情報（以下「個人情報」といいます。）が含まれる場合、以下のとおり取扱うものとします。なお、本条にて使用する用語は個人情報保護法の定義を適用します。
2. 個人情報を受領した当社または会員（以下「情報受領者」といいます。）は、個人情報保護法に準拠した個人情報保護に関する規則を定め、同規則にもとづき適正な取扱いを行うものとします。
3. 個人情報の本人に対する一切の責務は、個人情報を直接または間接に収集した当社または会員（以下「情報提供者」といいます。）が負うものとします。
4. 情報受領者が第三者から個人情報に関する問合せ、苦情、告訴等を受けた場合、情報受領者が本条2項を履行している限り情報提供者は、情報受領者に代わって対処し、情報受領者を防御するものとします。

第16条 (免責事項)

1. 当社は会員の機器による本ソフトウェアの中断、故障、停電、天災、人災などを含めて利用できない時間、日数如何に関わらず賠償の責任を負わないものとします。
2. 本ソフトウェア利用に基づいた結果によって、直接または間接的に生じた会員またはそれ以外の第三者の損害については、当社は、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わないものとします。
3. 特許庁の仕様外データや、データ提供元の仕様変更等については、対応できない場合があります。

第17条 (利用解除)

当社は、会員が次のいずれかに該当する場合は、利用を直ちに解除することができます。この場合、会員は速やかに本ソフトウェアを当社に返却し、ハードディスク上の登録を抹消しなければならないものとします。

- (1) 当社に対して虚偽の申告をしたとき
- (2) 本ソフトウェア利用料金等について、その支払いを3ヶ月以上遅延したとき
- (3) 本ソフトウェアを違法な目的、または公序良俗に反する目的に利用したとき
- (4) その他、当社が会員として不適当であると判断したとき

第18条 (解約後の会員の義務)

会員が解約した場合においても、すでに会員に生じた金銭債務は存続するものとします。

第19条 (合意管轄)

本約定に基づきまたは関連して生じる一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条 (その他の事項)

本約定書に記載のない事項については当社、及び会員双方にて協議して定めるものとします。

付則 この利用約定は、2018年7月1日から実施します。

【別表】

1. 利用料金（月額料金・消費税別）

●日本特許対応版

同時利用ライセンス数	単位	料 金
1 ライセンス	月	30,000円
3 ライセンス	月	40,000円
5 ライセンス	月	60,000円
10ライセンス	月	80,000円

●海外対応版（オプション）※日本特許対応版のご契約が必要で、同じライセンス数でのご契約となります。

同時利用ライセンス数	単位	料 金
1 ライセンス	月	10,000円
3 ライセンス	月	15,000円
5 ライセンス	月	20,000円
10ライセンス	月	30,000円

2. 対応データ

データ形式	システム名	提供元
テキスト形式	JP-NET、New CSS	日本パテントデータサービス(株)
CSV形式	JP-NET、New CSS	日本パテントデータサービス(株)
	JDreamIII	(株)ジー・サーチ
	その他システム	

※2018年7月1日確認時点でのデータ形式に対応しています。提供元データの仕様変更については対応できない場合があります。

3. お問い合わせ窓口連絡先（サポート担当）

TEL : 03-3580-8021 FAX : 03-5512-7810 e-mail : net-support@jpds.co.jp